

社会福祉法人 のぞみの里 定款細則

役員等及び各委員の報酬等に関する規定

( 目 的 )

第 1 条 この規定は、社会福祉法人のぞみの里の定款第八条及び第二十二条の規定に基づき、役員等及び委員、諮問委員等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

( 定 義 )

第 2 条 この規定に掲げる用語の定義は、次のとおりに定める。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 委員とは、苦情対応委員会第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 諮問委員等とは安全対策委員会の委員、システム委員会の委員、医療体制委員会の委員、情報交換委員会の委員をいう。
- (4) 報酬とは、役員、委員、諮問委員等法人と委任関係にある者への職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等、委員、諮問委員等に対しては次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等、委員、諮問委員等に対しては、報酬等は支給しないが、理事長職を兼務する場合に限り別表7のとおり支給する。尚、各年度の総額は、理事1人あたり60万円（理事長兼務の場合は120万円）、監事1人あたり60万円を超えない範囲とする。

- (1) 理事 報酬
- (2) 監事 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 委員 報酬
- (5) 諮問委員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 役員等、委員、諮問委員等へは下記の報酬及び実費交通費を支給する。

- (1) 理事に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
- (2) 監事に対する報酬の額は別表2に定める額とする。

- (3) 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- (4) 委員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- (5) 諮問委員等に対する報酬の額は別表5に定める額とする。
- (6) 理事会または評議員会における決議の省略の場合は、報酬を支給しない。
- (7) 同一日に複数の用務を行った場合にあっては、重複して支払わないものとする。
- (8) 交通費は、原則として住所地を起点とし、別表6に基づき計算する。
- (9) 役員等、委員、諮問委員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

( 雑 則 )

第 5 条 この規定の定めるものの外、特に定める必要または改正する必要がある場合は、評議員会の議決を経てそれを定める。

附 則

この規定は、平成 7年 4月 1日より実施する。

平成20年 5月17日一部改定

平成27年 3月28日一部改定

平成29年 2月25日一部改定

平成29年 3月25日一部改定 (別表のみ)

令和 4年 6月18日全面改訂 (別表含む)

令和 5年 6月17日一部改訂 (別表含む)